

表記にすべきではないかとの指摘がなされ、当局からは個々の具体的表記は限界があり、すべてを網羅することは難しいとのことでした。加西市内の喫緊の課題である学校統廃合問題について、除外規定に盛り込むことは是非について見解を求めると、当局からは市全体にかかわる問題を住民投票にかけていくとするもので、学校という具体的表記はいかなるものかとする考えが示され、市長からは、特定の学校統廃合問題を住民投票に付すことを前提にはしていないので、あえて除外規定の中に盛り込むことまでは考えていないが、市民からどうしても住民投票にかけてほしいという請求が出てくれば、応じざるを得ないとのことでした。

投票の有資格者については、公職選挙法を準用しているが、委員からは、より多くの市民の意見を聞くため、他市においては18歳としているところもあり、当局の考え方を確認すると、執行は選挙管理委員会に委任するため、通常の選挙と同様、20歳以上としているというものでした。市長からは本条例の制定に向けて、3年越しで取り組ん

でおり、18歳から適用することは、全く同じ考えだが、事務レベルでは難しいため、今回は20歳以上としたとのことでした。そのような議論の後、井上智章委員と桜井委員より、①「市民の総意」を「市民の意思」へ変更、②除外規定に小中学校の存廃に関する事項を追加、③公職選挙法による選挙が同時期に実施される場合は、投票期日を原則変更する修正案が提出され、採決の結果、賛成2反対3の賛成少数につき否決、続いて原案について、賛成0につき否決すべきと決定しました。

北条中学校地震改築工事請負変更契約の締結

コンクリート殻の再利用については、校舎の解体コンクリート殻を破砕機で小さくしたものを舗装下の路盤に利用しようとするもので、経費については処分しても再利用しても変わらないというもの。委員からは、再利用の場合は敷地内で破砕をしなければならず、騒音や粉塵による周辺住民への影響について確認すると、周囲を防音パネルで囲い、作業を行っており、いまのところ苦情は聞いていな

いということでした。委員から十分な配慮を要望されると、教育長からは周辺住民に直接話をし、確認していきたいとのことでした。

ミストユニットと保健室の床暖房については、委員から、市内の小中学校と比較すると、余りにも格差があり過ぎる状況になり、ぜひたく品とも思えるような設備について、今後他校にも導入していく予定か確認すると、生徒が勉強に集中するために快適な環境をつくる必要が重要で、ミストユニットについては、今後希望が多ければ導入をしていきたいとのことでした。

また、今回の内容がなぜ当初設計に入れられなかったのか、当初入札で安く落とし、後から追加工事をしていくという手法では適正な工事が確保できない等の意見が述べられ、市長からは今回の変更契約の内容は、私が無理に押し入れたものではなく、教育委員会から提案されてきたものだが、議会で無駄と感じられるものがあれば切ってもらってもいいという意見まで述べられました。契約案件は議会の修正が及ばないため、採決を行ったところ、賛成2反対3

の賛成少数につき否決となりました。

一般会計補正予算(第3号)

県から購入した保健所跡について、教育研究所として利用していくための改造等に1,000万円も使う内訳について確認すると、エアコンの老朽化による更新、水道配管の破損等、購入時点でわからなかったことに加え、教育図書や備品が必要になったとのこと。新年度予算で対応できない理由について確認すると、新年度から多くの市民に利用してもらうために、1月と2月に開設に向けた準備を進めたいとのことでした。

9月議会に引き続き、米を利用してパンを焼くホームベーカリーが予算化されているため、再度予算計上されてきた経緯について確認すると、食育アドバイザーを含めて、再度協議をしたところ、特別支援学校と各公民館へのホームベーカリーと一緒に発酵器も導入することで、効果的な運用ができるという結論に至ったため、提案したとのことでした。しかし、米を利用したホームベーカリーについては、予約受け付けが中止されて

いるため、当初予算対応でもよかったのではないかと意見が述べられ、執行者からは、少しでも早く予約注文を入れて納入し、すぐに活用していきたいため、補正対応としたとのことでした。

そのような議論の後、後藤委員、土本委員、森田委員より、各公民館に納入するホームベーカリーについては、すべて減額する修正案が提出され、賛成3反対2の賛成多数で可決し、続いて修正部分を除く他の原案について採決を行い、全会一致で可決することに決定しました。



北条中学校